

2000 年三田会規約の主な変更点について

旧	新	備考
第一章 総則		
<p>第 3 条 本会は次の事業を行う。</p> <p>1. 会員相互の連絡を図る事業，会員名簿の作成・発行，例会及び講演の開設</p> <p>2. その他本会の目的達成のために必要な事業</p>	<p>第 3 条（本会の事業） 本会は次の事業を行う。</p> <p>1. 会員相互の連絡・懇親を図る事業</p> <p>2. <u>10 年毎の連合三田会大会の運営</u></p> <p>3. <u>卒業 25 周年事業の運営</u></p> <p>4. <u>会員名簿の作成・維持・改訂</u></p> <p>5. <u>ホームページの運営</u></p> <p>6. <u>総会の開催</u></p> <p>7. 前各号の他、本会の目的達成のために必要な事業</p>	<p>・ 活動実態、把握している今後の活動内容を反映</p>
第二章 会員及び本会の解散		
<p>第 5 条 本会は平成 11 年度慶應義塾大学，並びに通信教育課程，及び慶應義塾看護短期大学の卒業者を以て会員とする。</p>	<p>第 5 条（会員）</p> <p>①本会は平成 11 年度の慶應義塾大学（通信教育課程を含む）及び慶應義塾看護短期大学の卒業の者を以て会員とする。</p> <p>②<u>（ア）平成 11 年度の旧共立薬科大学の卒業の者、及び（イ）本会と密接な関係性を有しており本人の希望により本会が認めた者、を以て準会員とする。準会員は、会員と同様に本会の活動に参加することができるが、本規約に定める議決権を有しない。</u></p>	<p>・ 旧共立薬科大学（KP 会）、2000 年三田会と関係の深い慶應義塾出身者などとの活動連携を可能にするため、準会員の定義を追加。</p>

<p>第 6 条 本会の会員は前者のものを以て構成し，そして本会の会員は終身会員である。</p>	<p>第 6 条（会員の任期）</p> <p>①本会の会員の任期は，終身とする。</p> <p>②前項の規定にかかわらず、<u>会員は、退会届を提出することにより、任意に本会を退会することができる。</u></p> <p>③本会は、<u>会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、代表が副代表及び当該会員が所属する学部の役員との協議の上、合意により、当該会員を除名し又は資格停止の処分をすることができる。</u></p> <p>1. <u>本規約又は本会に関するその他の規則に違反したとき</u></p> <p>2. <u>本会若しくは本会の会員の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき</u></p> <p>3. <u>前各号の他、除名又は資格停止処分とするのに正当な事由があるとき</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 退会の規定を追加 ・ 除名、資格停止について規定を制定
<p>第三章 役員</p>		
<p>第 8 条 本会は次の役員を置くことを原則とする。</p> <p>代表 1 名</p> <p>副代表 2 名</p> <p>会計 1 名</p> <p><u>各学部代表幹事 1 名</u></p> <p><u>各学部副代表幹事 1 名</u></p> <p><u>各学部会計幹事 1 名</u></p> <p><u>各学部常任幹事 1 名</u></p>	<p>第 8 条（役員）</p> <p>①本会は次の役員を置くことを原則とする。</p> <p>1. 代表 1 名</p> <p>2. 副代表 2 名</p> <p>3. 会計 1 名</p> <p>4. <u>学部代表幹事 各学部から 1 名</u></p> <p>5. <u>学部副代表幹事 各学部から 1 名以上</u></p> <p>6. <u>学部常任幹事 各学部から 1 名以上</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号を附番 ・ 「各学部」を「学部」に変更 ・ 学部会計を廃止 ・ 学部副代表、学部常任幹事の定員を 1 名以上に変更 ・ 本規約において学部という時の単位を規定

	<p>②前項第4号乃至第6号の他、本規約において「学部」とは、次に掲げる組織単位をいう。</p> <p>文学部、経済学部、商学部、法学部政治学科、法学部法律学科、通信教育課程、医学部、医学部、理工学部、総合政策学部、環境情報学部、看護短期大学</p>	
<p>第 10 条</p> <p>副代表は代表を補助し，必要な場合これを代行する。</p>	<p>第 10 条（副代表・会計）</p> <p>①副代表は代表を補助し，必要な場合これを代行する。</p> <p>②会計は、代表の指示のもと、会計報告を作成する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計を追加
<p>第 14 条</p> <p>各役員の任務は十ヶ年を原則とする。但し重任を妨げない。</p>	<p>第 14 条（役員の任期）</p> <p>各役員の任務は十ヶ年を原則とする。但し重任を妨げない。</p> <p><u>また、任期中に何らかの事情で相当の期間連絡を取ることができないか不可能と認められる場合は、職務を果たすことが困難と判断し、次条の規定に従い解任し、その後任を選出することができる。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 任期期間中に連絡の取れなくなった役員についての対応を追加
<p>第 15 条</p> <p>①代表，副代表，会計の選出は全学部幹事において無記名投票により行うことを原則とする。</p> <p>②各学部の役員については各学部幹事会での選出を原則とする。</p>	<p>第 15 条（役員の選出方法等）</p> <p>①代表，副代表，会計の選出は全学部幹事会において投票により行うことを原則とする。</p> <p>②学部代表幹事，学部副代表及び学部常任幹事については各学部幹事会での選出を原則とする。</p> <p>③役員の解任については、第6条第3項の規定を準用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代表、副代表、会計の決定について、無記名の原則を削除 ・ 役員を明確に定義 ・ 役員の解任についての規定を追加

第四章 組織		
<p>第 16 条 本会には総会，各学部幹事会，<u>全学部代表幹事会</u>，全学部幹事会を置くことを原則とする。</p>	<p>第 16 条（組織） 本会には総会，学部幹事会，全学部幹事会を置くことを原則とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全学部代表幹事会の機能が全学部幹事会で補完可能なため廃止、削除
<p>第 19 条 総会は委任状を含む全会員の 25 分の 1 以上の出席を要し，議決にあたっては出席者の過半数の賛成を要する。但し可否同数の場合は議長がこれを決する。</p>	<p>第 19 条（総会の決議） 総会は委任状を含む全会員の 25 分の 1 以上の出席を要し，議決にあたっては出席者の過半数の賛成を要する。但し可否同数の場合は議長がこれを決する。 <u>なお、委任状及び議決権の行使については、はがきなどの書面のほか、電子メールなどの電磁的方法によることも可とする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電子メールなどでの対応も可能にする
<p>第 21 条 総会は代表が招集する。但し各学部幹事会，<u>全学部代表幹事会</u>は総会招集を代表に請求できる。</p>	<p>第 21 条（総会の招集方法） 総会は代表が招集する。但し学部幹事会，全学部幹事会は総会招集を代表に請求できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全学部代表幹事会の削除
<p>第 22 条 ①前条において各学部幹事会，<u>全学部代表幹事会</u>が総会招集の請求をする時には会議の議題，招集理由を記載した書面を代表に提出する事を要する。</p>	<p>第 22 条（臨時総会の招集） ①前条において学部幹事会，全学部幹事会が臨時総会招集の請求をする時には会議の議題，招集理由を記載した書面を代表に提出する事を要する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全学部代表幹事会の削除
<p>第 23 条 臨時総会は必要に応じ随時代表により招集される。</p>	<p>第 23 条（代表による臨時総会の招集） 臨時総会は、<u>前条に定める他、必要に応じ、代表により随時招集される。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一部文言の追加
<p>第 24 条</p>	<p>第 24 条（総会の招集の通知）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・①と②を統合

<p>①掲示総会招集の通知は<u>会日より 30 日前</u>に各会員に発する事を要する。</p> <p>②臨時総会の通知は会日より 20 日前に各会員に発する事を要する。</p> <p>③総会の通知には議題を記載することを要する。</p>	<p>①定時、臨時共に総会招集の通知は<u>会日より 20 日前</u>までに各会員に発する事を要する。<u>なお、招集通知は電子メールなどの電磁的方法も可とする。</u></p> <p>②総会の通知には議題を記載することを要する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前通知日数を 30 日前から 20 日前に変更 ・ 電子メールなどでの対応も可能にする
<p>第 25 条</p> <p>①総会議長は代表がこれを行う。</p> <p>②総会議長は<u>副議長 1 名，書記 2 名</u>を提示しなければならない。</p>	<p>第 25 条（総会議長）</p> <p>①総会議長は代表がこれを行う。</p> <p>②総会議長は<u>議事録署名人 2 名</u>を任命しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 副議長、書記を議事録署名人に変更
<p>第 27 条</p> <p>学部幹事会は各学部毎にその所属を以て組織される。</p>	<p>第 27 条（学部幹事会の単位）</p> <p>学部幹事会は、学部毎に、また、通信教育課程，及び慶應義塾看護短期大学についてはそれぞれ毎に組織される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表現の修正
<p>第 28 条</p> <p>学部幹事会は学部代表幹事，学部副代表幹事，<u>学部会計幹事</u>，学部常任幹事によって構成される。</p>	<p>第 28 条（学部幹事会の構成）</p> <p>学部幹事会は学部代表幹事，学部副代表幹事，学部常任幹事によって構成される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学部会計幹事を削除
<p>第 29 条</p> <p>学部幹事会は委任状を含む <u>4 分の 3 以上</u>の出席によって成立し，その議決には出席者の過半数の賛成を要する。但し可否同数の場合，議長がこれを決する。</p>	<p>第 29 条（学部幹事会の決議）</p> <p>学部幹事会は委任状を含む <u>3 分の 2 以上</u>の出席によって成立し，その議決には出席者の過半数の賛成を要する。但し可否同数の場合，議長がこれを決する。<u>なお、委任状及び議決権の行使については、電子メールなどの電磁的方法によることも可とする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学部会計幹事の廃止に伴い、会の有効出席者数を 4 分の 3 以上から 3 分の 2 以上に変更 ・ 電子メールなどでの対応も可能にする

<p>第 31 条 学部幹事会の招集通知は議題を記載の上 <u>20 日</u> 前に発することを要する。</p>	<p>第 31 条（学部幹事会の招集の通知） 学部幹事会の招集通知は議題を記載の上 <u>7 日前</u>までに発することを要する。なお、招集通知は電子メールなどの電磁的方法も可とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前通知日数を 20 日前から 7 日前に変更 ・ 電子メールなどでの対応も可能にする
<p>第 32 条 学部幹事会の議長は学部副代表幹事がこれにあたることを原則とする。</p>	<p>第 32 条（学部幹事会の議長） 学部幹事会の議長は学部代表幹事がこれにあたることを原則とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議長を学部代表幹事に変更
<p>第 33 条 全学部代表幹事会（以下代表幹事会と略す）は本会の一般的協議事項の協議，決定を委ねた各学部幹事会間の連絡にあたる。</p>	<p>廃止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全学部代表幹事会の廃止に伴い削除
<p>第 34 条 代表幹事会は代表，副代表，会計及び各学部代表幹事により構成される。</p>	<p>廃止</p>	
<p>第 35 条 代表幹事会は連絡事項を記載した書面及び委任状を含む 3 分の 2 以上の出席により成立し，その議決には出席者の過半数の賛成を要する。但し可否同数の場合は議長がこれを決する。</p>	<p>廃止</p>	
<p>第 36 条 ①代表幹事の招集・手続き等は第 30 条・第 31 条を準用する。 ②代表幹事会の議長は副代表がこれにあたることを</p>	<p>廃止</p>	

<p>原則とし、議長は書記を指名する権限をもつ。</p>		
<p>第 37 条 ①全学部幹事会は十年毎に開催する事を原則とする（この会を定例会と称す）。 ②定例会はあらゆる案件に先行して代表、副代表、会計の選出を行う。 ③定例会では過去十年間の活動報告並びに会計報告の承認を行う。</p>	<p>第 33 条（全学部幹事会） ①全学部幹事会は、代表が十年毎に招集して開催する事を原則とする（この会を定例会と称す）。 ②定例会はあらゆる案件に先行して代表、副代表、会計の選出を行う。 ③定例会では過去十年間の活動報告並びに会計報告の承認を行う。 <u>④定例会を含む全学部幹事会は、ある議案について各学部幹事会が代表幹事を通じて賛成の意思を表示したときは、その議案について全学部幹事会を開催することなく、その議案について決議があったものとみなすことができる。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各学部幹事会からの賛成がある場合、全学部幹事会を開催せずに決議があったものとみなす規定
<p>第 38 条 全学部幹事会は本会の全役員によって構成される。</p>	<p>第 34 条（全学部幹事会の構成） 全学部幹事会は第 8 条によって定める本会の全役員によって構成される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文言を追記
<p>第 39 条 全学部幹事会は委任状を含む <u>4 分の 1 以上</u>の出席によって成立し、その議決には出席者の過半数の賛成を要する。但し可否同数の場合は議長がこれを決する。</p>	<p>第 35 条（全学部幹事会の決議） 全学部幹事会は委任状を含む <u>2 分の 1 以上</u>の学部の出席によって成立し、その議決においては1学部1票を保有するものとし、<u>出席学部の過半数</u>の賛成を要する。但し可否同数の場合は議長がこれを決する。<u>なお、委任状及び議決権の行使(第33条第4項の意思表示を含む)については、電子メールなどの電磁的方法に</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・有効出席の条件を「4 分の 1 以上の出席者」から、「2 分の 1 以上の学部出席」に変更（各学部の幹事数が異なる可能性を考慮した変更） ・電子メールなどでの対応も可能にする

	<u>よることも可とする。</u>	
<p>第 41 条</p> <p>①定例会及び臨時会の招集・手続きに関しては第 36 条を準用する。</p> <p>②定例会及び臨時会の議長に関しては第 25 条を準用する。</p>	<p>第 37 条（全学部幹事会の招集の通知）</p> <p>定例会及び臨時会の招集通知は議題を記載の上 7 日前までに発することを要する。なお、招集通知は電子メールなどの方法も可とする。</p> <p>第 38 条（全学部幹事会の議長）</p> <p>定例会及び臨時会の議長に関しては第 25 条を準用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前通知日数を 7 日前とする
第五章 会計		
<p>第 42 条</p> <p>本会の経常費は本会会員による卒業記念事業費のうち三田会運営資金及び 寄付金を以てこれにあてる。</p>	<p>第 39 条（本会の運営費）</p> <p>本会の運営費は、本会会員による卒業記念事業費の余剰金、<u>連合三田会の助成金・支援金、本会事業の余剰金、会員からの寄付金を以てこれにあてる。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卒業記念事業費以外の収入について規定
<p>第 43 条</p> <p>本会の会計年度は毎年 4 月 1 日から始まり翌年 3 月 31 日に終わる。</p>	<p>第 40 条（事業年度、会計年度）</p> <p>本会の事業年度及び会計年度は前会計年度の終わりの日の翌日である 4 月 1 日から始まり十年後の 3 月 31 日に終わる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業年度を 1 年から 10 年に変更し、総会のタイミングと合わせる
<p>第 44 条</p> <p>本会への寄附金は代表幹事会の審議を経てこれを決する。</p>	<p>廃止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記 39 条に統合し審議を不要とする
<p>第 45 条</p> <p>会計は代表幹事が管理する。</p>	<p>第 41 条（会計報告の作成）</p> <p>会計は代表が管理する。<u>会計報告の作成は代表の指</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定義の明確化

	<u>示のもと、会計が行う。</u>	
第 46 条 会計は十年毎に開催される総会において会計報告をなし，その承認を得なければならない。	第 42 条（会計報告の承認） 会計は十年毎に開催される <u>定時総会及び定例会</u> において会計報告を行い，その承認を得なければならない。	・ 文言の修正
第 47 条 各学部会計幹事はその学部に関する会計を担当し，毎年会計年度後に聞かれる第 1 回目の各学部幹事会に報告し，その承認を得ることを原則とする。	廃止	・ 学部会計幹事の廃止に伴い削除 ・ 学部での収支は速やかに会計に連絡を取ることで対応する
(新設)	<u>第六章 事務局</u>	新設
	第 43 条（事務局） 代表は、副代表と協議の上、本会の事務を処理する為に事務局を置くことができる。	・ 必要に応じて事務局を設置可能とする
第六章 規約改正	第七章 規約改正	・ 章立ての変更
第 48 条 本規約の改正は代表幹事会が発議し，総会においてその承認を得なければならない。	第 44 条（規約改正） 本規約の改正は <u>全学部幹事会</u> で発議し，総会においてその承認を得なければならない。	・ 全学部代表幹事会の廃止に伴う変更
第七章 補則		・ 章の廃止
第 49 条 ①第 8 条及び第 41 条において言う学部常任幹事の員数は別に定める。	廃止	・ 第三章 第 8 条(役員)の規定に統合
第 50 条	附則	・ 規定の改正、施行についての記

本規約は平成 12 年 3 月 24 日より効力を発する。	1、本規約は平成 12 年 3 月 24 日より効力を発する。 2、 <u>本規約は令和 3 年 3 月 16 日をもって改正され、その改正規約は令和 3 年 3 月 16 日から施行する。</u>	載
-------------------------------	--	---